

新型コロナウイルス感染症対応下での、ウォーキングイベント開催に関する指針

2020年5月18日

一般社団法人日本ウォーキング協会

1. 一般社団法人日本ウォーキング協会(JWA)は、新型コロナウイルス感染症拡大下でのウォーキングイベントの開催に関する4月20日付の指針を下記の通り更新します。

都道府県の境界をまたいで他都道府県からの参加者があるイベント、所謂 JML や AJWC、またはそれに準じた中大規模なイベントについては、年内は中止もしくは延期とする。

また、緊急事態宣言が解除された県における、例会等の小規模で主催地域団体の会員の参加のみを前提とするイベントの開催については、基本的に地元自治体からの自粛等の要請がある場合にはその内容に応じることとするが、自粛要請がない場合については、

- ① 参加者やスタッフ間での3密状態を作らないこと、
 - ② 歩行中のウォーカー同士の間隔を4~5メートル以上空けること、
 - ③ 参加者は主催団体の会員、即ち特定できる人に限定し、主催団体の会員でも都道府県をまたいでの参加者については遠慮して貰うこと、
- を条件として主催者の判断で開催するも可とする。

判断に至った理由:

今回の新型コロナウイルス感染症の状況は都道府県によって異なり、39県においては緊急事態宣言が解除されました。しかし、ワクチンも治療薬も開発されていない状況下では、所謂集団免疫を獲得するまでは第2波、第3波と拡大の波が来ることは避けられないものと考えます。そのような状況下で、高齢者の参加の多く、都道府県をまたいでの参加者があるウォーキングイベントの開催は、非常にリスクが大きく、将来に禍根を残さないよう慎重な対応が必要であると判断しました。緊急事態宣言が解除された県における、小規模な例会等の開催については条件付きで可としましたが、条件を満たして開催する場合にも、くれぐれも慎重に行動されるようお願い致します。

2. ウォーキングイベントの開催、中止、延期等を決定するのは、最終的には実行委員会や県協会或は主催自治体です。従って、第1項に述べた JWA 指針は、実行委員会や県協会或は主催自治体の決定を拘束する命令ではなく、ウォーキング普及に責任を持つ国内最大団体としての JWA の見解です。JWA は、ウォーキングイベントの性格や内容については長年の知見を有していますので、最終判断をされる上で是非参考として頂けますようお願い致します。

以上